

社会科 学習指導案

日時 平成 17 年 9 月 27 日 (火) 5 校時
学級 3 年 3 組 (男子 20 名 女子 18 名 計 38 名)
場所 3 年 3 組教室
授業者 教諭 藤原 由美子

1 単元名 「地方の政治と自治」

2 単元について

(1) 教材観

学習指導要領では、公民的分野の目標の 1 つとして「国民主権を担う公民として必要な基礎的教養を培う」を掲げ、政治単元の学習のねらいとして、主権者として政治に参加する意義を自覚させ、政治についての見方や考え方の基礎を養うことを求めている。

生徒はこれまでに、基本的人権を中心に人間尊重についての考え方を学び、我が国の政治が日本国憲法に基づき、基本的人権を尊重する社会を築くための手法として民主政治を取り入れていることを学んできた。本単元では、その学習をもとに、より身近な政治である地方自治の基本的な考え方と仕組みについて、地域住民としての立場から考えていくこととなる。

私たちは、住民として自分の住んでいる地域を少しでも住みよくしたいと願っている。そうした願いから、地域づくりや住民運動が各地で盛んに展開されるようになった。1997 年 7 月に制定され、2000 年 4 月に施行された地方分権一括法により、地方公共団体が独自に行うことのできる仕事が増え、その創意が生かされることになった。近年、新しいアイデアや住民の積極的な参加により、地域づくりが成果を上げている地方公共団体が増えてきている。しかし、地方公共団体の財政状況は豊かとは言えず、財政不足を国からの補助で補っており、地方財政の自主的な運営が行われているとは言い難い現状がある。今日、地方公共団体の仕事は増加する一方であり、住民からの要望も多様化している。多くの地方公共団体にとって、苦しい財政の中で住民の要求にどう応えていくかが大きな課題となっている。また、合併特例法の成立により、全国的に市町村合併の動きが活発化している。本県においても例外ではなく、盛岡市においても玉山村との合併が決定している。市町村合併が実際に行われれば、新しいまちづくりに対して地域住民の積極的な参加がより一層不可欠となる。

本単元は身近な地方公共団体の政治について取り上げ学習を進めることから、生徒の日常生活に関わりの深いものが多く、学習資料も豊富である。また、生徒のこれまでの経験や実際に感じていることを生かしながら学習を進めることが可能である。したがって地方自治について身近な生活との関連から追及することは、地域社会への関心を高めるとともに、地方自治の発展に寄与しようとする住民としての自治意識の基礎を育てることができるものと考えられる。

(2) 生徒の実態

本学級の生徒の社会科に対する関心は比較的高く、授業中に率直に疑問を発表したり、新たに知ったことについて素直に感嘆の声をあげる生徒も少なくない。また、新聞やニュースから情報を収集し、授業において活用することのできる生徒もいる。しかし、家庭学習への取り組み状況の差や学力差が非常に大きく、社会科に対して消極的になっている生徒も少なからず存在する。また、全体的に粘り強く困難に立ち向かっていこうという強い気持ちを持っている生徒は少なく、改まった場での発表や意見交換、自分の考えを根拠を明確にしながらまとめることを苦手としている。

また、学習定着度状況調査の解答の分析からも、覚えたことをただ単に答える問題についてはある程度の正答率を得られるものの、グラフや文章などの記述式の問題については空欄の生徒も多く、幅広く考察し自分の考えをまとめることが十分に身に付いていないことが分かる。このことについては普段の授業でも特に意識し取り組んでいるところであるが、十分な時間の確保や学習形態や指導の工夫など継続して取り組んでいかなければならないことである。

(3) 基礎・基本の定着

本単元では基礎・基本を、地方自治の基本的な考え方や仕組みを明らかにするために、自ら課題を見出し、自ら追究し、よりよく解決しようとする際に必要な知識・技能・学び方ととらえ、以下の 2 つの段階から基礎・基本の定着を図っていきたい。

基礎的・基本的事項を学習する段階

一斉指導の形態をとり、地方自治の学習で必要な考え方や重要語句の習得、資料の読み取り方、考えのまとめ方についての学習を行う。資料の読み取りについては、表題、年度、横軸、縦軸などを中心に確認を丁寧に行いたい。また、考えをまとめさせる際には生徒の定着の状況に応じて視点を与えるようにしたい。

実践、定着の段階

テーマ別のグループ学習の形態をとり、上記の段階で学んだ方法をもとに調査学習を進め、発表会を行う。生徒同士の学び合いとともに、調査学習の進行状況に合わせて個別指導にあたりたい。

3 単元の目標

- (1) 身近な地域の政治や地域づくりに関心を持ち、日常生活と関連づけながら追究しようとする。(関心・意欲・態度)
- (2) 地方自治のよりよいあり方について考えていくことができる。(思考・判断)
- (3) 様々な資料を収集、選択、活用して、課題を解決することができる。(技能・判断)
- (4) 地方自治の基本的な考え方と仕組み、課題について理解することができる。(知識・理解)

4 単元の評価規準と評価計画・指導計画

時	指導目標	評価規準	関心・意欲・態度	思考・判断	技能・表現	知識・理解
			(1) 身近な地域の政治や地域づくりに関心を持ち、調査学習を進めようとする。 (2) 日常生活と関連づけながら、身近な地域の発展のためにできることを考えようとする。	(1) 身近な地域の現状をとらえ、地域の発展のためにできることを考え、発表することができる。	(1) 地方自治の考え方や仕組み、課題について様々な資料から調べることができる。 (2) グループ別のテーマについて、様々な資料を収集・分析・活用し、課題を解決することができる。	(1) 地方自治の基本的な考え方や仕組み、課題について理解することができる。
1 本時	地方自治の基本的な考え方や仕組みについて、様々な資料を分析・活用し、調べる。 地方自治の基本的な考え方や仕組みについて理解する。				(1)	(1)
2	地方公共団体の仕事や地方財政について理解する。 様々な資料から、地方公共団体が抱える問題について調べる。				(1)	(1)
3 ・ 4	身近な地域の政治や地域づくりに関心を持ち、日常生活と関連づけながら追究する。 学習課題を解決するために必要な資料を収集・分析・活用し、調査内容をまとめる。		(1)		(2)	
5	お互いの調査内容に関心を持ち、意見交流をする。 お互いの考えを比較・検討しながらよりよい生活を目指して考えをまとめる。		(2)	(1)		
6	基礎的・基本的事項の確認をする。					(1)

5 本時の計画

(1) 目標

地方自治の基本的な考え方や仕組みについて、様々な資料を分析・活用し、調べる。
 (技能・表現)
 地方自治の基本的な考え方や仕組みについて理解する。(知識・理解)

(2) 指導の構想

本時は、本単元の第1時であり、以降の学習を支える基礎的・基本的な事項について学習する場面にあたる。地方自治の意義や役割、仕組みについての理解を様々な資料の読み取りを通して図っていくこととなるが、単元の導入にあたることから、どの生徒についても「分かった」「できた」という成就感を少しでも持たせ、以降の学習に対する取り組み意欲を喚起することができるように留意していかねばならないと考える。

そこで、まず課題解決の見通しの場面で、既習事項をもとに予想をしっかりと立てさせたい。生徒だけで予想を整理していくことが難しい場合には、教師側からいくつかの視点を与え、整理していくようにしたい。また、どの生徒もある程度自分の力で学習を進めることができるように、どの資料を用いるのか、その資料の何ページのどの資料を利用すればよいのか、細かな見通しを持たせた上で課題の追究に進みたい。

課題の追究の場面ではまず、資料をもとに地方公共団体の仕組みと住民参加の方法について予想を確認させる。予想の段階で生徒から出なかった事柄があった場合には、この場面で確認を行うようにしたい。その上で、国政と地方政治の比較を行い、地方自治の基本的な考え方について、全体での話し合いを通して練り合わせ課題解決に結びつけていきたい。

課題の解決の場面では、学習のまとめとしてそれぞれの生徒に文章で表現させるが、苦手と感じている生徒も多いことから、まとめ方の視点は全体に示し、それに沿ってまとめさせていく。また生徒の状況によっては穴埋め式のカードを与えていきたい。自分のまとめに自信を持ってない生徒もいるので、机間巡視をしながら分かりやすい表現の部分や上手にまとめができてい部分については丸付けをするなどして自信を持たせ、積極的な発表につなげていきたい。

(3) 家庭学習との連携

- A ...ワークへの取り組み
- B ...授業ノートを振り返り、重要語句の反復練習を行う。
- C ...教科書を音読し、重要語句とその意味の書き出しを行う。

(4) 具体の評価規準

	具体の評価基準		C (努力を要する生徒への手立て)
	A (十分満足できる)	B (概ね満足できる)	
技能・表現	課題解決のために必要な資料を積極的に探し、その資料をもとに議決機関と執行機関の仕組みや住民に与えられている権利について調べることができる。また、国政と比較し、共通点と相違点を積極的に指摘することができる。	示された資料を活用して、議決機関と執行機関の仕組みや住民に与えられている権利について調べることができる。また、国政と比較し、話し合いの中でその共通点と相違点に気づくことができる。	予想と活用できる資料の確認を行う。また、国政と地方政治の図をじっくりと比較させるとともに、友達の発言をしっかりと聞かせる。
知識・理解	議決機関と執行機関の仕組みや住民に与えられている権利についてとらえ、地方の政治が住民の手により住民のために行われるという地方自治の原則により運営されていることを、自分の言葉で分かりやすく記述している。	議決機関と執行機関の仕組みや住民に与えられている権利についてとらえ、地方の政治が住民の手により住民のために行われるという地方自治の原則により運営されていることを記述している。	話し合いや板書の内容を振り返らせる。また、まとめ方の視点を確認したり、必要に応じて穴埋め式のカードを与える。

(5) 展開 (Step 2)

	学習内容	学習活動	指導上の留意事項	評価の観点・方法	資料
導入 8分	1 様々な条例	1 全国にある様々な条例について知り、制定された理由を考える。	・全国にある特徴的な条例を紹介し、興味を持たせる。 ・「条例」「地方公共団体」の用語の意味を説明する。 ・地域住民の願いが反映されていることに気づかせる。		条例
	2 学習課題の設定	2 本時の学習課題を設定する。			
学習課題： 地方の政治はどのように行われているのか。					
展開 30分	3 課題解決の見通し	3 課題解決の見通しを持つ。 (1)予想する。	・既習事項である国の政治の仕組みや国民の政治参加の方法について視点を与えながら想起させる。		国政の組織図 資料集
	4 課題の追究 (1)地方公共団体の仕組み (2)住民参加 (3)国政との比較	4 課題を追究する。 (1)地方公共団体の仕組みについて調べ、確認する。 (2)住民に与えられている権利について調べ、確認する。 (3)国政の場合と比較し、共通点・相違点をそれぞれ読み取り、地方自治の基本的な考え方をとらえる。	・どの資料のどのページの何という資料が使えるのか、細かく確認させる。 ・予想について、資料をもとに確認させる。 ・新しく出てきた用語についてはチェックさせる。 ・机間巡視をし個別指導に当たる。 ・「首長」「地方議会」「直接請求権」の用語の意味を確認する。 ・国政の組織図と地方政治の組織図を比較しながら、共通点と相違点をとらえさせる。特に相違点を明らかにすることで、地方自治の基本的な考え方に気づかせたい。 ・「地方自治」の用語の意味を説明する。	【技能・表現】 ・示された資料を活用して、議決機関と執行機関の仕組みや住民に与えられている権利について調べることができる。 ・国政と比較し、話し合いの中で共通点と相違点に気づくことができる。 (ノート・観察・発言)	国政の組織図 地方政治の組織図
	5 課題の解決 (1)学習課題のまとめ (2)盛岡市の条例	5 課題を解決する。 (1)学習課題についてまとめ、発表する。 (2)盛岡市の条例について知る。	・学習課題について自分の言葉で簡単にまとめさせる。その際、まとめ方の視点を全体に与え、それに沿ってまとめさせる。生徒の状況に応じて穴埋め式のカードを与える。 ・数名に発表させ、自分のまとめと比較させ、まとめ方の参考にさせる。 ・身近な盛岡市の条例を紹介し、学習課題のまとめと結びつける。また、次時以降の学習への関心を高める。	【知識・理解】 ・示された資料を活用して、議決機関と執行機関の仕組みや住民に与えられている権利について調べることができる。 ・国政と比較し、話し合いの中で共通点と相違点に気づくことができる。 (ノート・観察・発言)	穴埋め式のカード 盛岡市の条例
終結 12分	6 学習事項の明確化 7 学習評価 8 家庭学習との連携	6 本時の学習についてまとめる。 7 本時の学習について自己評価を行う。 8 本時の復習(家庭学習課題2)と次時の予習(家庭学習課題1)の確認をする。	・新しく出てきた用語について確認する。 ・家庭学習課題2及び家庭学習課題1の内容について指示する。	【知識・理解】 ・議決機関と執行機関の仕組みや住民に与えられている権利について理解している。(プリント・発言)	確認プリント 自己評価カード

板書計画

<p>(既習事項)</p> <p>国政の組織図</p>	<p>地方の政治はどのように行われているのか。</p> <p>1 見通す ・国と同じしくみ...教科書・資料集 国会、内閣、裁判所 ・国民の政治参加...教科書・資料集</p> <p>2 結果 (1) しくみ 首長...知事、市町村長 地方議会...都道府県議会 市町村議会</p> <p>(2) 住民の権利 選挙権、被選挙権 直接請求権、住民投票権</p>	<p>3 国の政治と比べる (1) 同じところ ・議会と執行機関 ・選挙</p> <p>(2) 違うところ ・住民にたくさんの直接的な権利が与えられている。</p> <p style="text-align: center;">地方自治</p> <p style="text-align: center;">生徒が自分の言葉でまとめる</p>
-----------------------------	---	--

家庭学習 2 (復習)

評価	
A	ワーク 40 ページの問題を解き、丸付けをする。
B	授業ノートの見直しをし、重要語句を 5 回ずつ練習する。
C	教科書 82 ページ「地方公共団体」、教科書 83 ページ「地方自治」、教科書 85 ページ「住民参加」のところをそれぞれ音読し、重要語句とその意味の書き出しを行う。

家庭学習 1 (予習)

教科書 82 ページ「地方公共団体の仕事」、教科書 84 ページ「地方分権」「地方財政」のところをそれぞれ音読し、重要語句にアンダーラインを引いてくる。

学習のまとめ

地方の政治は、住民の手により住民のために行われるという () の原則で運営されている。国の政治と同じように、() や () が置かれ、() の議員は住民の () によって選ばれる。国の政治と異なるところは、() も住民による () で選ばれる。また、住民には国の政治よりも直接地方議会や首長にいろいろなことを請求できる () や () が与えられている。

第3学年社会科公民 「地方の政治と自治」重要用語確認プリント

3年 組 番 氏名 _____

- 1 市（区）町村や都道府県を何とといいますか。
- 2 地方公共団体の長を何とといいますか。
- 3 地方公共団体の議会を何とといいますか。
- 4 条例の制定や、首長・議員の解職、地方議会の解散などを求める権利を何とといいますか。
- 5 地方の政治は、住民の手により住民のために行われるという原則を何とといいますか。

